

飯豊町
地域脱炭素移行・再生可能エネルギー
推進事業

バイオガス発電事業
公募型プロポーザル
募 集 要 綱

令和7年11月

山形県 飯豊町

第 1 募集の趣旨と定義

飯豊町（以下「町という」。）は、国の脱炭素先行地域に選定され、2030 年までに民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入に取り組んでいる。

町は、公募型プロポーザル方式により再生エネ発電事業者の選定を行う。応募者は、本書の内容を踏まえ、提案に必要な書類一式を提出することとする。

なお、本書と併せて配布する仕様書、様式集、事業者選定基準も本書の一体資料とし、「募集要綱等」と定義する。

第 2 対象事業の概要

（1）事業名称

飯豊町地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進事業

（2）事業目的

町は、「飯豊町第 5 次総合計画」の基本構想に則り、地域内に存在する多様な資源の最適活用を通じて、域内エネルギー自立を推進する方針である。従前は、飯豊町の電力供給は主として地域外資源に依存しているが、本事業では地域資源を基盤とした再生可能エネルギー創出事業を積極的に推進し、持続可能な地域社会の構築を目指している。

地域内で発電された再エネ電力は、住民に対して低コストかつ安定的に供給され、地域全体の生活水準向上に寄与する。この施策により、町は電力の域外依存からの脱却を図り、エネルギー自給体制の確立を目指す。

なお、本事業は、国の脱炭素先行地域として事業計画の採択を受けており、補助事業として事業執行を予定している。

（3）事業概要

①事業の内容

バイオガス発電事業

②履行期間

事業の事業期間は、以下のとおりとする。

施設整備期間：交付決定の日を始期とし、令和 12 年度末までの期間とする。

③補助対象経費

環境省実施要領に記載の経費とする。

④施設整備に係る提案事業費の上限額

バイオガス発電事業 事業費補助金交付限度額 1,575,000,000 円

第3 公募要綱

(1) 選定方式

本要綱に定める要件を満たす提案者をプロポーザル審査対象とし、プロポーザル審査として、「飯豊町地域脱炭素移行・再エネ推進事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、本事業を実施する選定候補者を選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、評価の結果、採用できない評価の場合は、選定候補者として認めない場合がある。

(2) スケジュール

令和7年11月6日（木）	募集要綱公告
令和7年11月7日（金）～11月14日（金）	募集要綱に関する質問受付
令和7年11月7日（金）～11月19日（水）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和7年11月17日（月）	募集要綱に関する質問回答
令和7年11月21日（金）	資格審査結果の通知
令和7年11月21日（金）～11月28日（金）	企画提案書の受付
令和7年12月1日（月）	企画提案書に関するヒアリング、審査
令和7年12月3日（水）	審査結果通知及び結果の公表

第4 応募者に関する条件

(1) 参加資格要件

①応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア応募者は、単独の法人又は複数の法人等により構成されるグループとし、複数の法人等により構成されるグループ（以下「代表法人」という。）は、代表者を定めるものとし、参加表明書の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。なお、単独の法人の場合は、当該法人を代表法人と定める。

イ代表法人は山形県内に本社、本店を置き、山形県内で再生可能エネルギー発電事業の実績を有する者とする。

ウ応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。

エ参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとする。

②構成員の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

ア地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ指名停止措置を受けている者

ウ最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者

エ下記の法律の規定による申立て等がなされている者

(a) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告

(b) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て

(c) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）

(d) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

(2) 応募に関する留意事項

①応募要綱等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要綱等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

②参加資格の確認

応募者は、参加資格の確認を受けなければならない。

③費用負担

企画提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。

④著作権

企画提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし、町に帰属はしないが、公表、展示その他町がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町は書類による応募者の承諾を得た上で、これを無償で使用するものとする。

⑤特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

⑥企画提案書の取扱い等

ア応募者は一事業内容に対し一つの提案しか行うことはできない。

イ原則として、提出書類の変更はできない。

ウ提出された応募者の提案については、企画提案の審査及び本事業の公表の目的以外には使用しない。

エ提出を受けた書類は返却しないものとする。

⑦企画提案無効に関する事項

ア次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(a) 文字の解読しがたいもの又はこれを改ざんして押印のないもの

(b) 記名押印のないもの

(c) 共謀結託したと認められる者の行った企画提案

(d) (a) から (c) までに掲げるもののほか、町が特に指定した事項に違反したもの

イ参加資格がないと認められた者、又は確認の結果、当初、参加資格があると認められたが企画提案書類の提出日までに第4の(1)の②に掲げるいずれかの要件に該当することとなった者は、企画提案に参加することができない。ただし、第4の(1)の②に掲げるいずれかの要件に該当した企業が企業離脱し、グループの代表者を含む残りの構成員、又は新たな構成員の加入によって参加資格及び応募者の構成等の要件を満たす場合であって、かつ事前に書面による町の承諾を得た場合は、企画提案に参加できるものとする。

⑧その他

募集要綱等に定めるもののほか、企画提案に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

(3) 企画提案に関する手続

①募集要綱等の交付

募集要綱等の交付を次のとおり行う。

ア交付日

令和7年11月6日（木）から

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ 交付場所

飯豊町役場 住民課生活環境室

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

②公募要綱等に関する質問の受付

募集要綱等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和 7 年 11 月 7 日（金）から 11 月 14 日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ 提出方法

様式集第 1 号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、E メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、E メールにより提出する場合は、必ず着信を電話で確認すること。提出に当たって使用するソフトは「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。

ウ 提出先

飯豊町役場 住民課生活環境室

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

電話 0238-87-0514

e-mail:i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

③募集要綱等に関する質問に対する回答の公表

募集要綱等に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 公表日

令和 7 年 11 月 17 日（月）

イ 公表方法

町のホームページに記載する。

④参加表明書と参加資格確認申請書の受付

次により、参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。

ア 受付期間

令和 7 年 11 月 7 日（金）から 11 月 19 日（水） 午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ受付場所

飯豊町役場 住民課生活環境室

ウ提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ提出書類（様式集第2号から第5-3号まで）

- ・様式集第2号 参加表明書
- ・様式集第3号 会社概要書
- ・様式集第4号 共同提案構成員表
- ・様式集第5-1号 参加資格確認申請書
- ・様式集第5-2号 誓約書
- ・様式集第5-3号 発電事業実績調書
- ・添付書類（代表法人及び構成員）
 - (a) 定款
 - (b) 会社概要
 - (c) 納税証明書（直前営業年度の法人税、事業税、消費税、地方消費税及び地方税に関する納税証明書、又はそれに類する書類）

⑤参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果については、参加表明受け付け期限までに提出した代表法人に対し、書面にて通知する。

ア通知日

令和7年11月21日（金）

⑥企画提案書類の受付

次により、企画提案書類を受付ける。

ア受付期間

令和7年11月21日（金）から11月28日（金） 午前9時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く

イ受付場所

飯豊町役場 住民課生活環境室

ウ提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

オ提出書類

提出書類については、様式集第6号様式から第7号様式とし、企画提案書類は、正本、副本各1部を提出する。様式の定められている提出書類等については電子データとして電子メール又はCD-ROMにより提出すること。

企画提案書は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本産業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。また、企画提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

⑦提案書に関するヒアリング

選考委員会の主催により、応募者に対しヒアリングを行う。ヒアリング内容は、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ア開催日時（予定）

令和 7 年 1 2 月 1 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

イ会場（予定）

飯豊町役場 3 階委員会室

ウ実施方法

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。1 提案あたり 1 時間程度（応募者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 30 分）を想定している。プレゼンテーションに用いる資料は印刷して当日持参することとする。

エその他

応募者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、事前に代表法人に対し、書面にて事前に別途通知する。

⑧審査

審査は、選考委員会が実施する。なお、詳細については、要綱第 5 を参照すること。

町は、審査結果を代表法人あてに郵便で発送するとともに、後日審査結果を取りまとめ公表する。

応募者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。

審査結果通知及び結果の公表は、令和 7 年 1 2 月 3 日（水）を予定している。

⑨企画提案を辞退する場合

参加資格があることを確認された者が企画提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式集第 8 号）を町に持参すること。

なお、事業提案を辞退した者は、これを理由として以後の町の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

⑩その他

町が提示する資料及び回答書は、募集要綱等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 提案書の提出日時までに事業提案書類が提出されない場合

(イ) 提出された事業提案書類に不備がある場合

(ウ) 事業提案書類に虚偽の記載があった場合

(エ) 募集要綱等に違反すると認められた場合

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する評価項目は次のとおりである。応募者は、これらの評価項目を踏まえて、企画提案書類を作成することとする。また、応募者の提案が、別途「仕様書」に示す内容を満たしていない場合は失格とする。なお、提案は、以下の内容を含むものとする。

1. 事業計画に関する評価

評価項目	提案内容	配点
事業実施方針	・本事業の実施に当たっての基本的考え方	15点
町への貢献	・飯豊町総合計画における本施設の役割 ・飯豊町地球温暖化対策実行計画における本施設の役割	15点
地域社会との調和	・地元産業活性化に対する取組み ・地元との共生に対する取組み ・情報公開・情報発信に対する取組み	15点

2. 施設計画に関する評価

評価項目	提案内容	配点
発電システム	・バイオガス発電プラント受入廃棄物の種類と処理システムの整合	5点
設備・装置性能	・設備、装置等の性能 ・設備、装置等の安全対策	5点
施工計画	・建設期間 ・工事監理(施工監理、公害防止対策等)	5点

3. 地域循環型社会形成への配慮に関する評価

評価項目	提案内容	配点
環境保全対策・地球環境への配慮	・環境保全(排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等)対策 ・温室効果ガス(CO ₂)の発生量	10点
エネルギー活用計画	・省資源、省エネルギーへの配慮 ・余熱利用計画	5点
資源化の促進	・副生成物の活用 最終処分量の削減	5点

4. 経営計画に関する評価

評価項目	提案内容	配点
事業費	・ 施設整備費	5 点
資金調達計画	・ 資金調達方法（出資、借入、調達先、調達条件等） ・ 返済計画（DSCR、LLCR）	10 点
リスク対応	・ リスク顕在時の対応策（保険の付保等）事業破綻回避の 考え方	5 点

評価結果	非常に 優れている	優れている	平均的	物足りない	満足 できない	採用 できない
評価割合	1. 0	0. 8	0. 6	0. 4	0. 2	0. 1

第6 認定及び補助手続き

審査で認定され、要綱第4の（3）の⑧による通知を受けた者は、飯豊町地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱に基づき申請するものとする。

第7 その他留意事項

認定となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業者の協議により、内容を調整する場合がある。

施設整備完了後の管理・運営に向けて町と事業者の協議により書類の取り交わしを要する。

提出書類一覧

1 参加表明書及び参加資格確認申請書

- ・ 様式集第2号 参加表明書
- ・ 様式集第3号 会社概要書
- ・ 様式集第4号 共同提案者構成員表
- ・ 様式集第5-1号 参加資格確認申請書
- ・ 様式集第5-2号 誓約書
- ・ 様式集第5-3号 発電事業実績調書
- ・ 添付書類（代表企業、構成員を含む。）

①定款

②会社概要・業務経歴書

③納税証明書（直前営業年度の法人税、事業税（本社又は本店所在地における）、消費税、地方消費税及び地方税（本社、又は本店所在地における）に関する納税証明書、又はそれに類する書類）

2 企画提案書

- ・ 様式集第 6 号 事業提案書
- ・ 様式集第 7 号 発電事業提案書
- ・ 様式集第 7－1 号 事業提案書